

令和6年3月21日

一宮市業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第4号

一宮市業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する訓令

一宮市業者指名審査事務取扱要綱(昭和42年一宮市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第6(第8条関係) 水道施設工事の等級別発注基準 【別記 参照】	別表第6(第8条関係) 水道施設工事の等級別発注基準 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

等級	発注基準
A	<u>2,500万円</u> 以上
B	<u>1,300万円</u> 以上 <u>2,500万円</u> 未満
C	<u>1,300万円</u> 未満

改正案

等級	発注基準
A	<u>3,000万円</u> 以上
B	<u>1,800万円</u> 以上 <u>3,000万円</u> 未満
C	<u>1,800万円</u> 未満

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市業者指名審査事務取扱要綱の規定は、令和6年4月1日以後に契約を締結するものについて適用し、同日前に契約を締結するものについては、なお従前の例による。